

金融 ADR 制度のご案内

お客様のご意見や苦情等につきましては、当社および特定非営利活動法人証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）の各窓口で受け付けております。

当社は、お客様からのご意見や苦情等のお申し出に対しましては、迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。

お客様からの苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めてまいります。

当社へお申し出いただく際には、当社カスタマーサクセスまで、E メール（support.s1@wealthconcierge.jp）または Wealth Concierge ウェブサイト内のお問い合わせフォームによりご連絡ください。

当社では、ご連絡を頂戴しましたお客様に対しましては、迅速に対応させていただきますとともに、十分なお説明を行い、お客様のご理解をいただけるように努めてまいります。

万が一、お客様が当社の対応にご納得いただけない場合は、金融商品取引法に基づく金融 ADR 制度をご利用いただき、公平・中立な外部機関を通じて苦情および紛争の解決を図ることができます。

当社が加入している FINMAC では苦情および紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。当社に対する苦情および当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は以下の連絡先にお申し出ください。なお、FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

名 称： 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

所 在 地： 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号： 0120-64-5005

受付時間： 月曜日から金曜日の 9：00-17：00（祝祭日、年末年始を除きます）